

ユポ環境ロゴ「Reduce Plastic Film マーク」ガイドライン

ユポ環境ロゴ[※]「Reduce Plastic Film マーク」のご使用にあたっては本ガイドラインの内容をご理解、遵守の上ご使用ください。

※…ユポ環境ロゴ「Reduce Plastic Film マーク」は、登録商標 第 6467257 号です。

1. ユポ環境ロゴ「Reduce Plastic Film マーク」（以下「本マーク」といいます。）の使用条件

- 本マークは、現行素材の情報とサンプルを頂き弊社で分析の結果、弊社材料への置換えで樹脂量削減の効果があると試算できた場合。
- 弊社材料の PR 用として、提案資料や WEB 掲載にも本マークの使用が可能です。
- 有効期限は原則 1 年となります。デザイン改版及び異なる製品に使用する場合は、都度申請をお願い致します。
- 日本国内限定での使用を認めます。

2. 本マークの表示方法

- 原則使用するマークデザイン(日本国内限定)

フルカラー：環境ロゴ+タグライン

スミベタ：環境ロゴ+タグライン



- ① 原則としてフルカラー版またはスミベタをご使用ください。色は下記プロセスカラー4色を指定してください。

色指定が出来ない場合、及び背景色に重なるとマークや文字が不鮮明になってしまう場合は白抜きの使用が可能です。

- ② 背景白地+プロセスカラー4色 色指定 (C80、Y100)

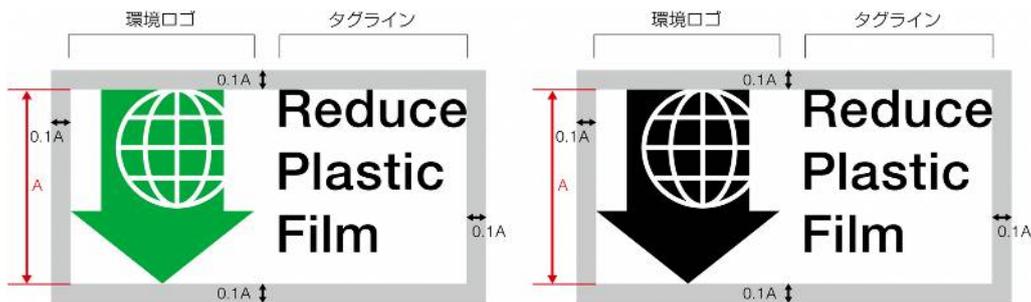
- ③ 文字が潰れないサイズで使用してください。 ※最小サイズ：A (高さ) 7mm

- ④ TM や®はつけないでください。

⑤ 下記のような使用はしないでください。

- ・「環境ロゴ」の単独使用
- ・色の変更
- ・タグラインの変更
- ・周辺装飾
- ・「環境ロゴ」と「タグライン」間隔変更
- ・背景装飾・他のタグライン追加
- ・全体の変形
- ・他のロゴとの一体化

⑥ 下記の通り「保護エリア（グレー部分）」を確保してください。



⑦ 本マークは、必ず以下説明文と併記してご使用ください。

・「従来の印刷物[※]よりも、プラスチック量を削減したフィルムを使用しております。」

※…「印刷物」の箇所は、使用対象に応じて変更してください（ex. 印刷物、商品タグ、ラベル 等）。

⑧ PR 用として提案資料や WEB 掲載で使用する場合。

※説明文章は修正不可です。

「ユポ環境ロゴマーク」を印刷物に付与できます。



従来の印刷物よりも、プラスチック量を削減したフィルムを使用しております。

Reduce Plastic Film マーク（リデュースプラスチックフィルムマーク）

現在ご使用のラベルやメニューなどの印刷物をユポへ置き換えることで、プラスチック使用量削減が認められた場合[※]、本ロゴマークの付与が可能です。ユポは独自技術マイクロポイド（微細な空孔）により一般的なプラスチックフィルムと比較してプラスチック量削減に貢献します。

※…事前に現行の仕様内容のご提示及び現物サンプルを提出頂き、弊社試算にて樹脂削減が出来た場合。

*「ユポ」、「ユポグリーン」は（株）ユポ・コーポレーションの登録商標です。

「Biomass Blend Film マーク」、Reduce Plastic Film マーク」の併記も可能です。



**Biomass
Blend Film**

この印刷物は、環境負荷を低減する植物由来樹脂を一部配合したフィルムを使用しております。

Biomass Blend Film マーク (バイオマスブレンドフィルムマーク)

ユボグリーンシリーズを使用した場合に、ラベルやメニューなどの印刷物に本ロゴマークの付与が可能です。ユボグリーンシリーズは、従来の化石燃料由来樹脂を植物由来樹脂に代替することで CO₂排出量削減に貢献します。



**Reduce
Plastic
Film**

従来の印刷物よりも、プラスチック量を削減したフィルムを使用しております。

Reduce Plastic Film マーク (リデュースプラスチックフィルムマーク)

現在ご使用のラベルやメニューなどの印刷物をユボへ置き換えることで、プラスチック使用量削減が認められた場合※、本ロゴマークの付与が可能です。ユボは独自技術マイクロポイド（微細な空孔）により一般的なプラスチックフィルムと比較してプラスチック量削減に貢献します。

※…事前に現行の仕様内容のご提示及び現物サンプルを提出頂き、弊社試算にて樹脂削減が出来た場合。

*「ユボ」、「ユボグリーン」は（株）ユボ・コーポレーションの登録商標です。

「ユボ環境ロゴマーク」を印刷物に付与できます。

ユボグリーンシリーズを使用すると、印刷物に「Biomass Blend Film マーク」を付与することが可能です。また、現在ご使用の印刷物をユボへ置き換えることでプラスチック使用量削減が認められた場合に限り、「Reduce Plastic Film マーク」の付与が可能となります。使用条件の詳細はユボホームページをご覧ください。



**Biomass
Blend Film**

この印刷物は、環境負荷を低減する植物由来樹脂を一部配合したフィルムを使用しております。



**Reduce
Plastic
Film**

従来の印刷物よりも、プラスチック量を削減したフィルムを使用しております。

*「ユボ」、「ユボグリーン」は（株）ユボ・コーポレーションの登録商標です。

3. その他のお願い事項

- ・弊社に断りなく、第三者へ本マークを使用させることは出来ません。
- ・実際にご使用になる前にデザイン案をご提出ください。ガイドラインに沿わない表示がある場合は変更をお願いする事がございます。あらかじめご了承ください。
- ・本マークに関する商標権は弊社に帰属しております。本マークの使用者は、本マーク又は本マークに類似するマーク（本マークからタグラインを除いたマークを含む。）についていかなる商品又は役務についても、自ら又は第三者をして、日本国内において商標登録出願してはならず、商標登録を受けないものとします。日本国外においても同様とします。
 - ・本マークの使用者は、本ガイドラインに従って本マークを使用してください。本マークの使用者は、本ガイドラインで許諾された目的、態様以外には本マークを使用しないでください。
 - ・本マークの使用者は、本マークに係る商標権を侵害する又は侵害する恐れがある行為を発見した場合、弊社に連絡をしてください。
 - ・弊社は、本マークの使用者に対し、当該使用者が本ガイドラインに違反していると判断した場合、本マークの使用の停止を求める場合があります。この場合、本マークの使用者は弊社の指示に従っていただくことになります。
- ・ガイドラインへの違反に対しては、是正処置の要求、法的処置を講じる場合があります。

4. 本ガイドラインの変更やマーク改廃

- ・弊社が必要であると認めた場合、いつでも本ガイドラインを変更できるものとします。既に使用申請を頂いたお客様に対しても、変更につき事前に連絡することを条件として、当該変更後のガイドラインを適用致します。
- ・本マークならびに商標の改廃を予告なく行う場合がありますので、予めご了承ください。

5. 不保証、免責

- ・弊社は、本マークの使用が使用者の商品、サービス、営業その他の事業活動について、これと整合すること、有益であること、一定の成果を達すること等を含め、本マークの使用者に対し何らの保証も致しません。
- ・弊社は、本マークの使用が第三者の知的財産又は知的財産権を侵害しないことを保証しません。
- ・弊社は、本マークに係る商標権が取消又は無効理由を有しないことを保証しません。
- ・本マークの使用者は、本マークの使用によって第三者との間で生じた法的又は事実上の問題を自ら解決するものとし、弊社は当該問題についていかなる責任も負わないものとします。

6. 不可抗力

本ガイドライン上の弊社の義務の履行が、伝染病、疫病、地震、水害、火災、政府の行動又は規制、戦争、暴動、ストライキ、その他弊社の合理的な支配を超えた出来事によって不可能になった場合、その責任は免責されるものとします。

7. 反社会的勢力の排除

・本マークを使用する者（役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含み、以下本項において同様とします。）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」という。）に規定するものをいいます。）、暴力団員（暴排法に規定するものをいいます。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを確約していただきます。なお、弊社は、本マークを使用する者が反社会的勢力に該当し、又は、以下の各号の一に該当することが判明した場合には、何らの催告をすることなく、本マークの使用の停止を求めることがあります。弊社の求めがあった場合は、弊社の指示に従っていただきます。

- （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- （3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

・弊社は、本マークを使用する者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本マークの使用の停止を求めることがあります。弊社の求めがあった場合は、弊社の指示に従っていただきます。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

8. 準拠法・管轄裁判所

・本マークの使用又は本ガイドラインの準拠法は日本法とします。

・本マークの使用又は本ガイドラインに起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

参考資料「Reduce Plastic Film マーク」ご利用までのフロー図

